

広島県手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十八号

広島県手数料条例等の一部を改正する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第三条の表中介護保険法第十五条の二十九第二項の規定による介護サービス情報の調査の項及び介護保険法第十五条の二十九第三項の規定による介護サービス情報の公表の項を削る。

別表建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下この項において「法」という。

)の項中「三〇平方メートル以内のもの

五、〇〇〇円」を「三〇平方メートル以内のもの

七、〇〇〇円」に、「二〇〇平方メートル以内のもの

の 九、〇〇〇円」を「二〇〇平方メートル以内のもの

一三、〇〇〇円」に、「二〇〇平方メートル以内のもの

一四、〇〇〇円」を「二〇〇平方メートル以内のもの

一九、〇〇〇円」に、「五〇〇平方メートル以内のもの

一九、〇〇〇円」を「五〇〇平方メートル以内のもの

二六、〇〇〇円」に、「一、〇〇〇平方メートル以内のもの

三四、〇〇〇円」を「一、〇〇〇平方メートル以内のもの

四六、〇〇〇円」に、「二、〇〇〇平方メートル以内のもの

四八、〇〇〇円」を「二、〇〇〇平方メー

トル以内のもの

六五、〇〇

〇円」に、「一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの

一四〇、〇〇〇円」を「一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの

一九〇、〇〇〇円」に、「五〇、〇

〇〇平方メートル以内のもの

二四

〇、〇〇〇円」を「五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの

三二〇、〇〇〇円」に、「五〇、〇〇〇平方メートルを超える

もの

四六〇、〇〇〇円」を「五〇、〇〇〇

平方メートルを超えるもの

六〇〇、〇〇〇

円」に、「九、〇〇〇円（小荷物専用昇降機については四、〇〇〇円）を「一九、〇〇〇円（小荷物専用昇降機については九、〇〇〇円）に、「五、〇〇〇円（小荷物専用昇降機については三、〇〇〇円）を「一〇、〇〇〇円（小荷物専用昇降機については五、〇〇〇円）に、

「	一 工作物を築造する場合（二に掲げる場合を除く。）	八、〇〇〇円	」
」	二 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	四、〇〇〇円	」

を

「	一 工作物を築造する場合（二に掲げる場合を除く。）	一三、〇〇〇円	」
」	二 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	七、〇〇〇円	」

に、「三〇平方メー

トル以内のもの

一〇、

〇〇〇円」を「三〇平方メートル以内のもの

一、〇〇〇円」に、「一〇〇平方メートル以内のもの

一三、〇〇〇円」を「一〇〇平方メートル以内のもの

一三、〇〇〇円」に、「二〇〇平方メートル以内の

一六、〇〇〇円」を「二〇〇平方メートル以内

一七、〇〇〇円」に、「五〇〇平方メートル

二二、〇〇〇円」を「五〇〇平方メートル

二三、〇〇〇円」に、「一、〇〇〇平

三六、〇〇〇円」を「一、〇〇〇

四〇、〇〇〇円」に、「二、〇

五〇、〇〇〇円」を「二、〇〇

五六、〇〇〇円」に、「一〇、〇

〇〇平方メートル以内のもの

一二〇、〇〇〇円」を「一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの

一三〇、〇〇〇円」に、「五〇、〇〇〇

平方メートル以内のもの

一九〇、〇〇〇円」を「五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの

二二〇、〇〇〇円」に、「五〇、〇〇〇平方メー

トルを超えるもの

三八〇、〇〇〇円

」を「五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの

四三〇、〇〇〇円」に、「三〇平方メートル以内のもの

九、〇〇〇円」を「三〇平方メートル

以内のもの

一〇、〇

〇〇円」に、「二 床面積の合計が三〇平方メートルを超え一〇〇平方メートル以内のもの
一 一、〇〇〇円」を「二 床面積の合計が三

〇平方メートルを超え一〇〇平方メートル以内のもの

一二、〇〇〇円」に、「三 床面積の合計が一〇〇平方メートルを超え二〇〇平方メートル以内のもの
一五、〇〇〇円」を「三 床面

積の合計が一〇〇平方メートルを超え二〇〇平方メートル以内のもの

一六、〇〇〇円」に、「五〇〇平方メートル以内のもの

二一、〇〇〇円」を「五〇〇平方メートル以内のもの

二二、〇〇〇円」に、「二、〇〇〇平方メートル以内のもの

三五、〇〇〇円」を「一、〇〇〇平方メートル以内のもの

三八、〇〇〇円」に、「二、〇〇〇平方メートル以内のもの

もの
四七、〇〇〇円」を「二、〇〇〇平方メートル以内のもの

の
五三、〇〇〇円」に、「一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの

もの
一一〇、〇〇〇円

」を「一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの

一一〇、〇〇〇円」に、「五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの

一八〇、〇〇〇円」を「

五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの

二〇〇、〇〇〇円」に、「五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの

三七〇、〇〇〇円」を「五〇、〇〇〇平方

メートルを超えるもの
四〇〇、〇〇

〇円」に、「一基につき一三、〇〇〇円」を「一基につき二一、〇〇〇円」に、「」の

金額の欄に掲げる床面積の区分に応じ、そのおのの額に一基につき八、〇〇〇円」

を「」の金額の欄に掲げる床面積の区分に応じ、そのおのの額に一基につき二、

〇〇〇円」に、「」の金額の欄に掲げる床面積の区分に応じ、そのおのの額に一基

につき二二、〇〇〇円」を「」の金額の欄に掲げる床面積の区分に応じ、そのおのの

額に一基につき二〇、〇〇〇円」に、

「一 建築設備が小荷物専

用昇降機以外するとき

「一 建築設備が小荷物専

用昇降機以外するとき

一三、〇〇〇円
二 建築設備が小荷物専用昇降機のと き 八、〇〇〇円

を

二一、〇〇〇円
二 建築設備が小荷物専用昇降機のと き 一一、〇〇〇円

に、

「 工作物の完了検査 申請手数料	九、〇〇〇円
---------------------	--------

を

「 工作物の完了検査 申請手数料	一四、〇〇〇円
---------------------	---------

に、「三〇平方メートル以内の

もの

九、〇〇〇円」を「三〇平方メートル

以内のもの

一〇、〇〇〇円」に、「の床面積

の合計が三〇平方メートルを超え一〇〇平方メートル以内のもの

一一、〇〇〇円」を「の床面積の合計が三〇平方メ

ートルを超え一〇〇平方メートル以内のもの

一三、〇〇〇円」に、「の床面積の合計が一〇〇平方メートルを超え二

〇〇平方メートル以内のもの

一

五、〇〇〇円」を「の合計が一〇〇平方メートルを超え二〇〇平方メートル以内のもの

一七、〇〇〇円」に、「五〇〇

平方メートル以内のもの

二〇、

〇〇〇円」を「五〇〇平方メートル以内のもの

二三、〇〇〇円」に、「一、〇〇〇平方メートル以内のもの

三三、〇〇〇円」を「一、〇〇〇平方メートル

以内のもの

三七、〇〇〇円」に、「

二、〇〇〇平方メートル以内のもの

四五、

〇〇〇円」を「二、〇〇〇平方メートル以内のもの

五二、〇〇〇円」に、「二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの

一〇〇、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの

一一〇、〇〇〇円」に、「五〇、〇〇〇平方メ

ートル以内のもの

一六〇、〇〇〇円」を「五〇、

〇〇〇平方メートル以内のもの

一九〇、〇〇〇

円」に、「五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの

三三〇、

〇〇〇円」を「五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの

三

九〇、〇〇〇円」に、「九、〇〇〇円（小荷物専用昇降機については、四、〇〇〇円）

を「一九、〇〇〇円（小荷物専用昇降機については九、〇〇〇円）」に、「五、〇〇〇円（小荷物専用昇降機については、三、〇〇〇円）」を「一〇、〇〇〇円（小荷物専用昇降機については五、〇〇〇円）」に、

工作物の工事完了 通知手数料	九、〇〇〇円
-------------------	--------

を

工作物の工事完了 通知手数料	一四、〇〇〇円
-------------------	---------

に改め、同表旅券法（昭和二十六

年法律第二百六十七号）の項中

一般旅券の発給手 数料	二、〇〇〇円
----------------	--------

を

一般旅券の発給手 数料	一 市町を経由して交付 する場合	二、〇〇〇円
	二 一に掲げる場合以外 の場合	六、〇〇〇円

に改め、同表浄化槽法（昭和五十

八年法律第四十三号。以下この項において「法」という。）の項の次に次のように加える。

社会福祉 士及び介 護福祉士 法（昭和 六十二年 法律第三 十号。以 下この項 において 「法」と いう。）	法附則第四条第二項の規定に よる認定特定行為業務従事者 の認定の申請に対する審査	認定特定行為業務 従事者の認定申請 手数料	七〇〇円
	法附則第四条第二項の規定に よる登録研修機関の登録の申 請に対する審査	登録研修機関の登 録申請手数料	三、二〇〇円
	法附則第九条第一項の規定に よる登録研修機関の登録の更 新の申請に対する審査	登録研修機関の登 録更新申請手数料	三、二〇〇円
	法附則第二十条第一項の規定 による登録特定行為事業者の 登録の申請に対する審査	登録特定行為事業 者の登録申請手 数料	三、二〇〇円

別表介護保険法（以下この項において「法」という。）の項中「一、〇〇〇円」を「
七〇〇円」に、

法第九十四条の二第一項の規 定による介護老人保健施設の	介護老人保健施設 開設許可更新手数料	三三、〇〇〇円
--------------------------------	-----------------------	---------

開設の許可の更新の申請に対する審査	料	
法第七十七条第一項の規定による法第四十八条第一項第三号の指定介護療養型医療施設の指定の申請に対する審査	指定介護療養型医療施設指定手数料	三〇、〇〇〇円
法第七十七条の二第一項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請に対する審査	指定介護療養型医療施設指定更新手数料	一五、〇〇〇円
法第八十八条第一項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の変更の申請に対する審査	指定介護療養型医療施設指定変更手数料	一五、〇〇〇円

を

法第九十四条の二第一項の規定による介護老人保健施設の開設の許可の更新の申請に対する審査	介護老人保健施設開設許可更新手数料	三三、〇〇〇円
---	-------------------	---------

に、

法第十五条の十において準用する法第七十条の二第一項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定介護予防サービス事業者指定更新手数料	一〇、〇〇〇円
法第十五条の二十九第二項の規定による介護サービス情報の調査	介護サービス情報調査事務手数料	二八、一〇〇円
法第十五条の二十九第三項の規定による介護サービス情報の公表	介護サービス情報公表事務手数料	一〇、九〇〇円

を

法第十五条の十において準用する法第七十条の二第一項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定介護予防サービス事業者指定更新手数料	一〇、〇〇〇円
---	----------------------	---------

に改め、

同表保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下この項において「法」という。）の項の次に次のように加える。

健康保険	法附則第三百三十条の二第一項	指定介護療養型医療施設指定更新手数料	一五、〇〇〇円
法等の一部を改正	の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二		

する法律 （平成十八年法律第八十三号。以下この項において「法」という。）	十六条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第七十九条第二項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請に対する審査 旧介護保険法第八十一条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の変更の申請に対する審査	指定介護療養型医療施設指定変更手数料	一五、〇〇〇円
---	---	--------------------	---------

別表高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十号。以下この項において「法」という。）の項中

一 1 床面積の合計が三〇平方メートル以内のもの 五、〇〇〇円 2 床面積の合計が三〇平方メートルを超え一〇〇平方メートル以内のもの 九、〇〇〇円 3 床面積の合計が一〇〇平方メートルを超え二〇〇平方メートル以内のもの 一四、〇〇〇円 4 床面積の合計が二〇〇平方メートルを超え五〇〇平方メートル以内のもの 一九、〇〇〇円 5 床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以内のもの 三四、〇〇〇円 6 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの 四八、〇〇〇円 7 床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
--

を

一 1 床面積の合計が三〇平方メートル以内のもの 七、〇〇〇円 2 床面積の合計が三〇平方メートルを超え一〇〇平方メートル以内のもの 一三、〇〇〇円 3 床面積の合計が一〇〇平方メートルを超え二〇〇平方メートル以内のもの 一九、〇〇〇円 4 床面積の合計が二〇〇平方メートルを超え五〇〇平方メートル以内のもの 二六、〇〇〇円 5 床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以内のもの 四六、〇〇〇円 6 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの 六五、〇〇〇円 7 床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの

に改め、同表長

- 〇〇平方メートル以内のもの
- 一四〇、〇〇〇円
- 8 床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
- 二四〇、〇〇〇円
- 9 床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの
- 四六〇、〇〇〇円

- 〇〇平方メートル以内のもの
- 一九〇、〇〇〇円
- 8 床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
- 三一〇、〇〇〇円
- 9 床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの
- 六〇〇、〇〇〇円

期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下この項において「法」という。）の項中

- じ。の場合
- 三四、〇〇〇円

- じ。の場合
- 三四、〇〇〇円
- （当該計画が法第六条第一項各号（第三号を除く。）の基準に適合していることについての規則で定める者の審査（以下「適合審査」という。）を受けた場合は、六、〇〇〇円）

を

に、

- 1 床面積の合計が五〇〇平方メートル以内のもの
- 七九、〇〇〇円
- 2 床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以内のもの

- 1 床面積の合計が五〇〇平方メートル以内のもの
- 七九、〇〇〇円
- （適合審査を受けた場合は、二一、〇〇〇円）
- 2 床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以内のもの
- 一一六、〇〇〇円
- （適合審査を受けた場合は、二〇、〇〇〇円）
- 3 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え三、〇〇〇平方メートル以内のもの

3	一二六、〇〇〇円 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え三、〇〇〇平方メートル以内のもの
4	二四九、〇〇〇円 床面積の合計が三、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの
5	四四六、〇〇〇円 床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
6	七六七、〇〇〇円 床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
7	一、四一九、〇〇〇円 床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え三〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
8	二、〇二八、〇〇〇円 床面積の合計が三〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの

を

4	二四九、〇〇〇円 (適合審査を受けた場合は、三一、〇〇〇円)
5	四四六、〇〇〇円 (適合審査を受けた場合は、五九、〇〇〇円)
6	七六七、〇〇〇円 (適合審査を受けた場合は、一〇六、〇〇〇円)
7	一、四一九、〇〇〇円 (適合審査を受けた場合は、一八五、〇〇〇円)
8	二、〇二八、〇〇〇円 (適合審査を受けた場合は、二四八、〇〇〇円)

に、

- 一 1 床面積の合計が三〇平方メートル以内のもの
五、〇〇〇円
- 2 床面積の合計が三〇平方メートルを超え一〇〇平方メートル以内のもの
九、〇〇〇円
- 3 床面積の合計が一〇〇平方メートルを超え二〇〇平方メートル以内のもの
一四、〇〇〇円
- 4 床面積の合計が二〇〇平方メートルを超え五〇〇平方メートル以内のもの
一九、〇〇〇円
- 5 床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以内のもの
三四、〇〇〇円
- 6 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの
四八、〇〇〇円
- 7 床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
一四〇、〇〇〇円
- 8 床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
二四〇、〇〇〇円
- 9 床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの

を

- 一 1 床面積の合計が三〇平方メートル以内のもの
七、〇〇〇円
- 2 床面積の合計が三〇平方メートルを超え一〇〇平方メートル以内のもの
一三、〇〇〇円
- 3 床面積の合計が一〇〇平方メートルを超え二〇〇平方メートル以内のもの
一九、〇〇〇円
- 4 床面積の合計が二〇〇平方メートルを超え五〇〇平方メートル以内のもの
二六、〇〇〇円
- 5 床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以内のもの
四六、〇〇〇円
- 6 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの
六五、〇〇〇円
- 7 床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
一九〇、〇〇〇円
- 8 床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
三二〇、〇〇〇円
- 9 床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの

に

〇〇円)

四 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて三に掲げる場合以外の場合
四、九五〇円

一 法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合
二、一〇〇円
二 法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合
二、〇五〇円
三 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を受けようとする者が当該試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合
三、四〇〇円
四 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて三に掲げる場合以外の場合
二、四〇〇円

一 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合
二、〇〇〇円
二 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を受けようとする者が当該試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合
四、六〇〇円
三 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて二に掲げる場合以外の場合
二、九五〇円

四 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて三に掲げる場合以外の場合
四、六〇〇円

一 法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合
一、八〇〇円
二 法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合
一、九〇〇円
三 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を受けようとする者が当該試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合
三、〇五〇円
四 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて三に掲げる場合以外の場合
二、二〇〇円

一 法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合
一、七五〇円
二 法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合
一、九〇〇円
三 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を受けようとする者が当該試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合
四、六〇〇円
四 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて三に掲げる場合以外の場合
三、〇五〇円

を

を

に、

に、

一 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	二、〇五〇円
二 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	一、六五〇円

を

一 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	一、九〇〇円
二 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	一、五〇〇円

に、

一 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	二、〇〇〇円
二 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を受けようとする者が当該試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	七、七〇〇円
三 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて二に掲げる場合以外の場合	四、五〇〇円

を

一 法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	一、七五〇円
二 法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	一、九〇〇円
三 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を受けようとする者が当該試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	七、六五〇円
四 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて三に掲げる場合以外の場合	四、六〇〇円

に、

一 法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	二、〇〇〇円
二 法第九十七条の二第一項第四号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	一、六五〇円
三 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を受けようとする者が当該試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	四、七五〇円
四 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合であつ	

を

一 法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	一、七〇〇円
二 法第九十七条の二第一項第四号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	一、五五〇円
三 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を受けようとする者が当該試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	四、五五〇円
四 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合であつ	

に、

て三に掲げる場合以外の場合
三、一〇〇円

一 大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査であつて当該検査を受けようとする者が当該検査を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合
七、六五〇円

二 大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査であつて一に掲げる場合以外の場合
三、九五〇円

三 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査であつて当該検査を受けようとする者が当該検査を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合
五、三〇〇円

四 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査であつて三に掲げる場合以外の場合
四、三〇〇円

一 法第十二条第一項第六号の審査を受けようとする者が当該審査を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合
三、三五〇円

二 一に掲げる場合以外の場合
一、七〇〇円

一 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る運転免許証の交付であつて、法第十二条第一項後段の規定により一の種類の運転免許に係る運転免許証に他の種類の運転免許に係る事項を記載してその種類の運転免許に係る運転免許証の交付に代える場合
二、一〇〇円に、当該他の種類の運転免許に係る事項を記載

て三に掲げる場合以外の場合
三、〇〇〇円

一 大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査であつて当該検査を受けようとする者が当該検査を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合
六、九五〇円

二 大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査であつて一に掲げる場合以外の場合
三、八五〇円

三 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査であつて当該検査を受けようとする者が当該検査を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合
四、九〇〇円

四 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査であつて三に掲げる場合以外の場合
四、〇五〇円

一 法第十二条第一項第六号の審査を受けようとする者が当該審査を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合
三、一〇〇円

二 一に掲げる場合以外の場合
一、五五〇円

一 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る運転免許証の交付であつて、法第十二条第一項後段の規定により一の種類の運転免許に係る運転免許証に他の種類の運転免許に係る事項を記載してその種類の運転免許に係る運転免許証の交付に代える場合
二、〇五〇円に、当該他の種類の運転免許に係る事項を記載

を

を

を

に、

に、

に、

<p>するごとに二〇〇円を加えた額</p> <p>二 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る運転免許証の交付であつて一に掲げる場合以外の場合</p> <p>二、一〇〇円</p> <p>三 仮運転免許に係る運転免許証の交付</p> <p>一、二〇〇円</p>
--

<p>一 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る運転免許証の再交付</p> <p>三、六五〇円</p> <p>二 仮運転免許に係る運転免許証の再交付</p> <p>一、二〇〇円</p>
--

を

<p>するごとに二〇〇円を加えた額</p> <p>二 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る運転免許証の交付であつて一に掲げる場合以外の場合</p> <p>二、〇五〇円</p> <p>三 仮運転免許に係る運転免許証の交付</p> <p>一、一〇〇円</p>
--

<p>一 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る運転免許証の再交付</p> <p>三、六〇〇円</p> <p>二 仮運転免許に係る運転免許証の再交付</p> <p>一、一〇〇円</p>
--

に、

<p>一 審査を受けようとする者が道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号。以下この項において「令」という。）第四十三条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除されない者である場合</p> <p>二四、七〇〇円</p> <p>二 審査を受けようとする者が令第四十三条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれか又は全部を免除される者である場合</p> <p>二四、七〇〇円から、同表一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは四、一五〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは七、〇五〇円を、同表三の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、一五〇円を、同表四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、一五〇円を、同表五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、二〇〇円を、同表六の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、二〇〇円を、同表一の項の</p>

を

<p>一 審査を受けようとする者が道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号。以下この項において「令」という。）第四十三条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除されない者である場合</p> <p>二三、五〇〇円</p> <p>二 審査を受けようとする者が令第四十三条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれか又は全部を免除される者である場合</p> <p>二三、五〇〇円から、同表一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは四、一五〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは七、〇〇〇円を、同表三の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、一〇〇円を、同表四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、一〇〇円を、同表五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、二五〇円を、同表六の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、八五〇円を、同表一の項の</p>

に、

第一欄及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に三、七五〇円を、同表三の項の第一欄及び四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に三〇〇円をそれぞれ減じた額

一 審査を受けようとする者が令第四十三条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除されない者である場合 二〇、五〇〇円

二 審査を受けようとする者が令第四十三条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれか又は全部を免除される者である場合

二〇、五〇〇円から、同表一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは三、九五〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは六、七五〇円を、同表三の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、九〇〇円を、同表四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、九〇〇円を、同表五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、九五〇円を、同表六の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、〇〇〇円を、同表一の項の第一欄及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に九五〇円を、同表三の項の第一欄及び四の項の第一欄

を

第一欄及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に二、九五〇円を、同表三の項の第一欄及び四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に三五〇円をそれぞれ減じた額

一 審査を受けようとする者が令第四十三条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除されない者である場合 一九、六五〇円

二 審査を受けようとする者が令第四十三条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれか又は全部を免除される者である場合

一九、六五〇円から、同表一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは三、七五〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは六、四〇〇円を、同表三の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、八五〇円を、同表四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、八五〇円を、同表五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、〇〇〇円を、同表六の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、九五〇円を、同表一の項の第一欄及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に九〇〇円を、同表三の項の第一欄及び四の項の第一欄

に、

に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に三〇〇円をそれぞれ減じた額

一 審査を受けようとする者が令第四十三条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されない者である場合 一四、一〇〇円

二 審査を受けようとする者が令第四十三条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれか又は全部を免除される者である場合

一四、一〇〇円から、同表一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、三五〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、二五〇円を、同表三の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、一五〇円を、同表四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、一五〇円を、同表五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、〇五〇円を、同表六の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、〇〇〇円を、同表一の項の第一欄及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に一、〇五〇円を、同表三の項の第一欄及び四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に三〇〇円をそれぞれ減じた額

に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に二〇〇円をそれぞれ減じた額

一 審査を受けようとする者が令第四十三条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されない者である場合 一四、五〇〇円

二 審査を受けようとする者が令第四十三条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれか又は全部を免除される者である場合

一四、五〇〇円から、同表一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、三〇〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、二〇〇円を、同表三の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、一〇〇円を、同表四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、一〇〇円を、同表五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、二五〇円を、同表六の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、四五〇円を、同表一の項の第一欄及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に一、〇五〇円を、同表三の項の第一欄及び四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に三五〇円をそれぞれ減じた額

を

に、

<p>一 審査を受けようとする者が令第四十三条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されない者である場合 二二、四五〇円</p>	<p>二 審査を受けようとする者が令第四十三条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれか又は全部を免除される者である場合 二二、四五〇円から、同表一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは四、六〇〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは七、九五〇円を、同表六の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは三、二〇〇円を、同表七の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、七五〇円を、同表一の項の第一欄及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に三、二五〇円をそれぞれ減じた額</p>
---	--

を

<p>一 審査を受けようとする者が令第四十三条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されない者である場合 二一、八五〇円</p>	<p>二 審査を受けようとする者が令第四十三条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれか又は全部を免除される者である場合 二一、八五〇円から、同表一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは四、四五〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは七、八〇〇円を、同表六の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは三、一五〇円を、同表七の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、七〇〇円を、同表一の項の第一欄及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に三、〇五〇円をそれぞれ減じた額</p>
---	--

に、

<p>一 審査を受けようとする者が令第四十三条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されない者である場合 一五、六五〇円</p>	<p>二 審査を受けようとする者が令第四十三条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれか又は全部を免除される者である場合 一五、六五〇円から、同表一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは四、四五〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、三〇〇円を、同表三の項</p>
---	--

<p>一 審査を受けようとする者が令第四十三条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されない者である場合 一五、〇〇〇円</p>	<p>二 審査を受けようとする者が令第四十三条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれか又は全部を免除される者である場合 一五、〇〇〇円から、同表一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは四、一五〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、四五〇円を、同表三の項</p>
---	--

の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、二五〇円を、同表四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、一、四五〇円を、同表五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、一、四五〇円を、同表六の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、一、四〇〇円を、同表一の項の第一欄及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときは、それぞれの審査細目に係る減額のほか更に三、四五〇円を、同表四の項の第一欄及び五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときは、それぞれの審査細目に係る減額のほか更に一五〇円をそれぞれ減じた額

を

の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、一、三五〇円を、同表四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、一、四五〇円を、同表五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、一、四五〇円を、同表六の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、一、三五〇円を、同表一の項の第一欄及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときは、それぞれの審査細目に係る減額のほか更に一〇〇円をそれぞれ減じた額

に、

一 審査を受けようとする者が令第四十三条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されない者である場合 一一、一五〇円
二 審査を受けようとする者が令第四十三条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれか又は全部を免除される者である場合 一二、一五〇円から、同表一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは四、一〇〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、三五〇円を、同表三の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、二五〇円を、同表四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、二五〇円を、同表五の項の第一欄に掲げる審査細目につ

を

一 審査を受けようとする者が令第四十三条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されない者である場合 一一、八〇〇円
二 審査を受けようとする者が令第四十三条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれか又は全部を免除される者である場合 一二、八〇〇円から、同表一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは三、七五〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、四〇〇円を、同表三の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、三〇〇円を、同表四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、二〇〇円を、同表五の項の第一欄に掲げる審査細目につ

に、

ての審査を免除されるときは
一、二五〇円を、同表六の項の
第一欄に掲げる審査細目につ
いての審査を免除されるときは
一、二〇〇円を、同表一の項の
第一欄及び二の項の第一欄に掲
げる審査細目についての審査の
いづれをも免除されるときはそ
れぞれの審査細目に係る減額の
ほか更に九〇〇円を、同表四の
項の第一欄及び五の項の第一欄
に掲げる審査細目についての審
査のいづれをも免除されるとき
はそれぞれの審査細目に係る減
額のほか更に一〇〇円をそれぞ
れ減じた額

一 審査を受けようとする者が令
第四十三条第三項の表の第一欄
に掲げる審査細目についての審
査のいづれをも免除されない者
である場合 九、五〇〇円

二 審査を受けようとする者が令
第四十三条第三項の表の第一欄
に掲げる審査細目についての審
査のいづれか又は全部を免除さ
れる者である場合
九、五〇〇円から、同表一の
項の第一欄に掲げる審査細目につ
いての審査を免除されるときは
一、三五〇円を、同表二の項
の第一欄に掲げる審査細目につ
いての審査を免除されるときは
一、三〇〇円を、同表三の項の
第一欄に掲げる審査細目につ
いての審査を免除されるときは
一、二五〇円を、同表四の項の
第一欄に掲げる審査細目につ
いての審査を免除されるときは
一、二五〇円を、同表五の項の
第一欄に掲げる審査細目につ
いての審査を免除されるときは
一、一五〇円を、同表六の項の
第一欄に掲げる審査細目につ
いての審査を免除されるときは
一、一五〇円を、同表一の項の
第一欄及び二の項の第一欄に掲

ての審査を免除されるときは
一、二〇〇円を、同表六の項の
第一欄に掲げる審査細目につ
いての審査を免除されるときは
一、一五〇円を、同表一の項の
第一欄及び二の項の第一欄に掲
げる審査細目についての審査の
いづれをも免除されるときはそ
れぞれの審査細目に係る減額の
ほか更に九五〇円を、同表四の
項の第一欄及び五の項の第一欄
に掲げる審査細目についての審
査のいづれをも免除されるとき
はそれぞれの審査細目に係る減
額のほか更に一〇〇円をそれぞ
れ減じた額

一 審査を受けようとする者が令
第四十三条第三項の表の第一欄
に掲げる審査細目についての審
査のいづれをも免除されない者
である場合 九、四五〇円

二 審査を受けようとする者が令
第四十三条第三項の表の第一欄
に掲げる審査細目についての審
査のいづれか又は全部を免除さ
れる者である場合
九、四五〇円から、同表一の
項の第一欄に掲げる審査細目につ
いての審査を免除されるときは
一、三〇〇円を、同表二の項
の第一欄に掲げる審査細目につ
いての審査を免除されるときは
一、五〇〇円を、同表三の項の
第一欄に掲げる審査細目につ
いての審査を免除されるときは
一、一五〇円を、同表四の項の
第一欄に掲げる審査細目につ
いての審査を免除されるときは
一、二五〇円を、同表五の項の
第一欄に掲げる審査細目につ
いての審査を免除されるときは
一、二五〇円を、同表六の項の
第一欄に掲げる審査細目につ
いての審査を免除されるときは
一、一五〇円を、同表一の項の
第一欄及び二の項の第一欄に掲

を

に、

げる審査細目についての審査の
いづれをも免除されるときはそ
れぞれの審査細目に係る減額の
ほか更に一、一〇〇円を、同表
四の項の第一欄及び五の項の第
一欄に掲げる審査細目について
の審査のいづれをも免除される
ときはそれぞれの審査細目に係
る減額のほか更に五〇円をそれ
ぞれ減じた額

一 審査を受けようとする者が令
第四十三条第三項の表の第一欄
に掲げる審査細目についての審
査のいづれをも免除されない者
である場合 一三、三〇〇円

二 審査を受けようとする者が令
第四十三条第三項の表の第一欄
に掲げる審査細目についての審
査のいづれか又は全部を免除さ
れる者である場合

一三、三〇〇円から、同表一
の項の第一欄に掲げる審査細目
についての審査を免除されると
きは四、八〇〇円を、同表二の
項の第一欄に掲げる審査細目に
ついての審査を免除されるとき
は二、〇〇〇円を、同表七の項
の第一欄に掲げる審査細目につ
いての審査を免除されるときは
二、七五〇円を、同表一の項の
第一欄及び二の項の第一欄に掲
げる審査細目についての審査の
いづれをも免除されるときはそ
れぞれの審査細目に係る減額の
ほか更に二、九五〇円をそれぞ
れ減じた額

一 普通自動車免許に係る再試験
であつて法第百条の二第二項に
規定する普通自動車の運転に必
要な技能について行う試験を受
けようとする者が当該試験を公
安委員会が提供する自動車を使
用して受ける場合

三、〇五〇円

げる審査細目についての審査の
いづれをも免除されるときはそ
れぞれの審査細目に係る減額の
ほか更に一、〇五〇円を、同表
四の項の第一欄及び五の項の第
一欄に掲げる審査細目について
の審査のいづれをも免除される
ときはそれぞれの審査細目に係
る減額のほか更に五〇円をそれ
ぞれ減じた額

一 審査を受けようとする者が令
第四十三条第三項の表の第一欄
に掲げる審査細目についての審
査のいづれをも免除されない者
である場合 一二、八五〇円

二 審査を受けようとする者が令
第四十三条第三項の表の第一欄
に掲げる審査細目についての審
査のいづれか又は全部を免除さ
れる者である場合

一二、八五〇円から、同表一
の項の第一欄に掲げる審査細目
についての審査を免除されると
きは四、四五〇円を、同表二の
項の第一欄に掲げる審査細目に
ついての審査を免除されるとき
は一、九〇〇円を、同表七の項
の第一欄に掲げる審査細目につ
いての審査を免除されるときは
二、七〇〇円を、同表一の項の
第一欄及び二の項の第一欄に掲
げる審査細目についての審査の
いづれをも免除されるときはそ
れぞれの審査細目に係る減額の
ほか更に三、〇五〇円をそれぞ
れ減じた額

一 普通自動車免許に係る再試験
であつて法第百条の二第二項に
規定する普通自動車の運転に必
要な技能について行う試験を受
けようとする者が当該試験を公
安委員会が提供する自動車を使
用して受ける場合

二、八〇〇円

を

に、

二 普通自動車免許に係る再試験であつて一に掲げる場合以外の場合 二、〇五〇円	三 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験であつて法第百条の二第二項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転に必要な技能について行う試験を受けようとする者が当該試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 三、五五〇円	四 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験であつて三に掲げる場合以外の場合 一、九〇〇円	五 原動機付自転車免許に係る再試験 一、一五〇円
---	---	--	-----------------------------

を

二 普通自動車免許に係る再試験であつて一に掲げる場合以外の場合 一、九五〇円	三 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験であつて法第百条の二第二項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転に必要な技能について行う試験を受けようとする者が当該試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 三、二五〇円	四 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験であつて三に掲げる場合以外の場合 一、七〇〇円	五 原動機付自転車免許に係る再試験 一、〇〇〇円
---	---	--	-----------------------------

に、

免許証更新手数料	二、五五〇円
經由手数料	六〇〇円

を

免許証更新手数料	二、五〇〇円
經由手数料	五五〇円

に、

法第百四条の四第六項の規定による運転経歴証明書の交付	運転経歴証明書交付手数料	一、〇〇〇円
法第百七条の七第一項の規定による国外運転免許証の交付	国外運転免許証交付手数料	二、六五〇円

を

法第百四条の四第六項の運転経歴証明書の交付（再交付の場合を含む。）	運転経歴証明書交付手数料	一、〇〇〇円
法第百七条の七第一項の規定による国外運転免許証の交付	国外運転免許証交付手数料	二、四〇〇円

に、

二 第二号に掲げる講習

二 第二号に掲げる講習

講習一時間につき 二、六〇〇円
三 第三号に掲げる講習 講習一時間につき 二、三〇〇円

を

講習一時間につき 二、四五〇円
三 第三号に掲げる講習 講習一時間につき 二、二〇〇円

に、

六 第五号に掲げる講習で大型自動車二輪車免許に係るもの 講習一時間につき 四、二〇〇円
七 第五号に掲げる講習で普通自動車二輪車免許に係るもの 講習一時間につき 四、一〇〇円
八 第六号に掲げる講習 講習一時間につき 一、三五〇円

を

六 第五号に掲げる講習で大型自動車二輪車免許に係るもの 講習一時間につき 四、一五〇円
七 第五号に掲げる講習で普通自動車二輪車免許に係るもの 講習一時間につき 四、〇五〇円
八 第六号に掲げる講習 講習一時間につき 一、四〇〇円

に、

十 第八号に掲げる講習 講習一時間につき 一、二〇〇円
十一 第九号に掲げる講習 講習一時間につき 七五〇円
十二 第十号に掲げる講習で普通自動車免許に係るもの 講習一時間につき 二、一五〇円
十三 第十号に掲げる講習で大型自動車二輪車免許に係るもの 講習一時間につき 二、八〇〇円
十四 第十号に掲げる講習で普通自動車二輪車免許に係るもの 講習一時間につき 二、七〇〇円
十五 第十号に掲げる講習で原動機付自転車免許に係るもの 講習一時間につき 二、五五〇円
十六 第十一号に掲げる講習で法第九十二条の二第一項の表の備考一の2に規定する優良運転者に対するもの 七〇〇円
十七 第十一号に掲げる講習で法第九十二条の二第一項の表の備考一の3に規定する一般運転者

を

十 第八号に掲げる講習 講習一時間につき 一、二五〇円
十一 第九号に掲げる講習 講習一時間につき 六五〇円
十二 第十号に掲げる講習で普通自動車免許に係るもの 講習一時間につき 二、一〇〇円
十三 第十号に掲げる講習で大型自動車二輪車免許に係るもの 講習一時間につき 二、七五〇円
十四 第十号に掲げる講習で普通自動車二輪車免許に係るもの 講習一時間につき 二、六〇〇円
十五 第十号に掲げる講習で原動機付自転車免許に係るもの 講習一時間につき 二、四五〇円
十六 第十一号に掲げる講習で法第九十二条の二第一項の表の備考一の2に規定する優良運転者に対するもの 六〇〇円
十七 第十一号に掲げる講習で法第九十二条の二第一項の表の備考一の3に規定する一般運転者

に、

に対するもの	一、〇五〇円
十八 第十一号に掲げる講習で法第九十二条の二第一項の表の備考一の4に規定する違反運転者等（令第三十三条の七第二項の基準に該当しない者に限る。）に対するもの	一、〇五〇円
十九 第十一号に掲げる講習で法第九十二条の二第一項の表の備考一の4に規定する違反運転者等（令第三十三条の七第二項の基準に該当しない者を除く。）に対するもの	一、七〇〇円

に対するもの	九五〇円
十八 第十一号に掲げる講習で法第九十二条の二第一項の表の備考一の4に規定する違反運転者等（令第三十三条の七第二項の基準に該当しない者に限る。）に対するもの	九五〇円
十九 第十一号に掲げる講習で法第九十二条の二第一項の表の備考一の4に規定する違反運転者等（令第三十三条の七第二項の基準に該当しない者を除く。）に対するもの	一、五〇〇円

二十三 第十三号に掲げる講習で道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十八条第十三項第二号の表第一号に掲げる講習方法に係るもの	九、四〇〇円
二十四 第十三号に掲げる講習で二十三に掲げるもの以外のもの	一三、四〇〇円

二十三 第十三号に掲げる講習で道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十八条第十三項第二号の表第一号に掲げる講習方法に係るもの	九、二〇〇円
二十四 第十三号に掲げる講習で二十三に掲げるもの以外のもの	一三、三五〇円

特定任意講習手数料
一、八〇〇円を

特定任意講習手数料
一、六〇〇円に改める。

（行政財産の使用料に関する条例の一部改正）

第三条 行政財産の使用料に関する条例（昭和三十九年広島県条例第三十一号）の一部を

次のように改正する。

別表第二（上水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件を地下埋設して使用する場合）の表中「二二〇円」を「一一〇円」に、「一六〇円」を「一五〇円」に、「二八〇円」を「二五〇円」に、「一四〇円」を「一三〇円」に、「四〇〇円」を「三六〇円」に、「二〇〇円」を「一八〇円」に、「一〇〇円」を「九〇円」に、「七八〇円」を「七〇〇円」に、「三九〇円」を「三五〇円」に、「二〇〇円」を「一八〇円」に改める。

（広島県道路占用料徴収条例の一部改正）

		その他のもの	
			額 Aに〇・〇二八を乗じて得た額

別表備考第七号中「第七条第十号及び第十一号」を「第七条第六号に掲げる施設のうち同号に規定する特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十一号」に改める。

(県立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第五条 県立病院使用料及び手数料条例(昭和二十四年広島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、第四十八条第二項」を削る。

別表三の項中

介護予防居宅療養管理指導	法第五十三条第二項第一号の規定により厚生労働大臣が定める基準に定めるところにより算定した額	
介護療養施設サービス	法第四十八条第二項の規定により厚生労働大臣が定める基準に定めるところにより算定した額	を
介護予防居宅療養管理指導	法第五十三条第二項第一号の規定により厚生労働大臣が定める基準に定めるところにより算定した額	に改め、同

表中三十六の項を三十七の項とし、四の項から三十五の項までを一項ずつ繰り下げ、三の項の次に次のように加える。

四 健康保険法第六十三条第二項第三号及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第三号の規定により厚生労働大臣が定める療養において厚生労働大臣が別に定める先進医療のうち管理者が定めるものに係る技術料	一回一四四、七一〇円以内で管理者が定める額
--	-----------------------

別表備考二中「をいい、「介護療養施設サービス」とは同法第八条第二十六項に規定する療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療」を削り、同表備考三中「二十七の項」を「二十八の項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

一 次項及び附則第三項の規定 公布の日

二 第一条中広島県手数料条例別表長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下この項において「法」という。）の項の改正規定（長期優良住宅建築等計画認定申請手数料及び長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料に係る部分に限る。） 平成二十四年六月一日

三 第一条中広島県手数料条例別表旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の項の改正規定 平成二十四年十月一日

（経過措置）

2 この条例の施行前に介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号。以下「介護保険改正法」という。）附則第十五条の規定に基づき行うことができる次の各号に掲げる事務については、一件につき、それぞれ当該各号に定める金額の手数料を徴収する。

一 介護保険改正法による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第四条第二項の規定による登録研修機関の登録の申請に対する審査 三、二〇〇円

二 介護保険改正法による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の規定による登録特定行為事業者の登録の申請に対する審査 三、二〇〇円

三 介護保険改正法附則第十四条第一項の規定による介護の業務に従事する者の特定行為に係る認定の申請に対する審査 七〇〇円

3 広島県手数料条例第二条第三項及び第四条から第七条までの規定は、前項の手数料について準用する。

4 第一条の規定による改正後の広島県手数料条例別表旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の項に規定する一般旅券の発給に係る手数料は、附則第一項第三号に規定する日以後に申請された一般旅券の発給から適用する。

5 この条例の施行の際道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十二条第一項若しくは第三項の規定による許可を受け、又は同法第三十五条の規定による同意を得て現に存する占有物件（この条例の施行の日以後に当該許可又は当該同意に係る期間が更新された占有物件を含む。以下「既存占有物件」という。）に係る一年当たりの占有料の額は、第四条の規定による改正後の広島県道路占有料徴収条例第二条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、その額が、同条の規定を適用して算定した額（以下「改正占有料額」という。）を超える場合は、当

該改正占用料額を占用料の額とする。

- 一 平成二十四年度 第四条の規定による改正前の広島県道路占用料徴収条例第二条の規定を適用して算定したそれぞれの既存占用物件に係る一年当たりの占用料の額に一・一を乗じて得た額
- 二 平成二十五年度以降 それぞれの既存占用物件に係る前年度の一年当たりの占用料の額に一・一を乗じて得た額